

令和元年12月20日

財政援助団体等監査結果報告

[神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ]

神戸市監査委員	細川明子
同	藤原武光
同	山本嘉彦
同	河南ただかず

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した令和元年度財政援助団体等監査について、同条第9項の規定によりその結果に関する報告を次のとおり決定した。

1 監査の対象

神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ（以下「指定管理者」という。）における神戸市（以下「本市」という。）からの公の施設の指定管理（離宮公園）に係る出納及びその他の事務で、主として平成30年度執行の事務

2 監査の期間

令和元年9月13日～令和元年12月20日

3 監査の方法

監査は、公の施設の指定管理に係る出納その他の事務が法令等に基づき適正に行われているかについて、関係書類の調査とともに、関係職員に対する質問等の方法により実施した。

4 事業の概要

(1) 離宮公園

豊かな緑，四季に変化する多くの花木，恵まれた眺望や変化に富んだ造形美を生かし，潤いと安らぎのある市民の憩いの場をめざして設置されている。

所在地 神戸市須磨区東須磨 1-1, 1-2, 若木町 4 丁目 22-3, 24, 水野町 6

施設概要 面積 82.6ha

内容 本園，植物園，子供の森，レストハウス，鑑賞温室，和室，管理事務所等

開館時間 9 時～17 時

入園料 15 歳以上のもの（中学生を除く） 400 円

小学生及び中学生 200 円

15 人以上 100 人未満の団体 個人利用の 1 割引

100 人以上 300 人未満の団体 個人利用の 2 割引

300 人以上の団体 個人利用の 3 割引

施設開設年月日 昭和 42 年 5 月 1 日

(2) 指定管理者及び選定理由

① 指定管理者 神戸市公園緑化協会・神戸市造園協力会グループ

代表者 公益財団法人神戸市公園緑化協会

（その他の構成員）

一般財団法人神戸市造園協力会

② 選定理由

指定管理者は，同園を長年に渡り専門性をもって管理運営に携わり，良好な園地管理に努めてきており，今後も良好な管理運営を行うことが期待できるため，市の「公の施設の指定管理者制度運用指針」における「専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定される場合」として，非公募選定された。

(3) 指定期間 平成 30 年 4 月 1 日～令和 5 年 3 月 31 日

(4) 指定管理業務

指定管理者が行う業務は，施設の運営管理，利用の許可及びその制限，使用料の徴収及び減免，行為の許可，公園の企画調整及び利用活性化，展示等であり，主な業務量の比較は第 1 表のとおりである。

第 1 表 業 務 量 の 比 較

(単位 比率：%)

項 目	平成30年度	平成29年度	対前年度 増 減	対前年度 増 減 率
入 園 者 数	286,023人	297,484人	△11,461人	△3.9
う ち 有 料 利 用 者 数	135,650人	138,483人	△2,833人	△2.0
(目 標 入 場 者 数)	(282,000人)	(247,000人)	(35,000人)	14.2

(5) 指定管理料

指定管理業務に係る指定管理料は第2表のとおりである。

第 2 表 指 定 管 理 料 の 比 較

(単位 金額：千円)

	平 成 30 年 度	平 成 29 年 度	対 前 年 度 増 減	対 前 年 度 増 減 率
	金 額	金 額		
指 定 管 理 料	177,115	155,141	21,974	14.2

(6) 指定管理者選定評価委員会による評価

指定管理の管理運営に対する評価は、学識経験者や公認会計士等の専門家で構成される指定管理者選定評価委員会で毎年度評価され、その結果は本市のホームページで公表されている。

今回の監査対象となった指定管理者の管理運営に対する平成30年度の総合評価は5段階評価(AAA, AA, A, B, C)のうち、AAA(運営内容が目標や計画、過去実績等を大幅に上回っている)となっており、その所見は、多様なイベントを企画、実施するなど、提案内容を着実に実施し、積極的に集客に取り組んだ結果、入園者数と入園料収入ともに目標を上回っている。特に、新たに公募選定した新レストランがオープンし、従前と異なる顧客層の取り込みにつなげている。また、指定管理者の専門性を活かし、園内各エリアでの花の管理や植栽の間伐、剪定、補植などの景観整備を中長期的な視点で行うとともに、植物に関わる展示等を多数開催し、イベントを特徴付けている点も評価できるなどとなっている。

5 監査の結果

離宮公園の指定管理に係る出納その他の事務について監査した結果、条例、指定管理者協定書等に従っておおむね適正に管理運営されているものと認められたが、事務の一部について、下記のような改善を要する事例があったので、今後、適正な事務処理に努められたい。

(1) 指摘事項

① 物品の管理を適正に行うべきもの

指定管理基本協定書によると、指定期間中に指定管理料で購入した管理備品のうち、施設利用もしくは管理の目的物となるものの帰属は神戸市、一般事務に資する事務用品等の帰属は指定管理者となっている。

また、管理運営業務仕様書によれば、神戸市に帰属する備品については、神戸市物品会計規則等に基づいて管理するとし、物品会計規則では「物品管理者は、その使用中の備品に備品番号票を付けて整理しなければならない。ただし、備品番号票を付けることができないとき、又は付けることが不適当なときは、備品番号票に準じて焼印、刻印、ペイント等により明示し、帳票との対照に便利のようにしなければならない。」と定めている。

しかし、指定管理施設では、神戸市に帰属する備品について、管理簿に記載されているが、備品番号票等で明示されておらず、帳簿との対照が困難で、備品の特定が行いづらい状況であった。

備品を容易に特定するため、帳簿との対照に便利になるよう、神戸市物品会計規則等に基づき、備品番号票等で明示し、管理を行うべきである。

また、本市所管局は、神戸市物品会計規則等に基づき、適正に物品を管理するよう指定管理者を指導するべきである。

(平成 30 年度購入備品：抜粋)

品 名	購入年月日	取得価格
物置	H30. 10. 19	¥78, 840-
デジタルカメラ	H30. 12. 04	¥21, 762-
エアコン	H30. 12. 13	¥150, 530-
食器カウンター	H31. 01. 06	¥42, 120-

凡 例

- 1 文中及び表中で用いる数値は、原則として表示単位の一つ下の位以下を切り捨てている。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 2 各表中の比率は、百分率で表示し、小数点以下第2位を四捨五入している。したがって合計と内訳の計が一致しない場合がある。
- 3 各表中の符号の用法は、次のとおりである。
 - 「0」及び「0.0」-----該当数値はあるが、単位未満のもの。
対前年増減額及び率の場合は、零を含む。
 - 「－」-----該当数値なし、算出不能又は無意味のもの。
 - 「ほぼ皆増」-----増加率が1,000%以上のもの。
 - 「ほぼ皆減」-----減少率が1,000%以上のもの。
- 4 文中及び各表中でいう消費税とは「消費税」及び「地方消費税」をいう。